

やさしさと笑顔で走る 兵庫の道

令和7年度

秋の全国交通安全運動

9月21日 日 ~ 9月30日 火

一般財団法人 兵庫県交通安全協会主催
令和6年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール最優秀賞



交通安全
の日

神戸市立舞多間小学校4年生(当時) 諏訪 友加 さんの作品



兵庫県マスコット はばタン

21日 日 交通安全意識を高める日

30日 火 交通事故死ゼロを目指す日

一般社団法人 兵庫県自家用自動車協会連合会 / 各地区自家用自動車協会



兵庫県マスコット はばタン

3つの運動重点について



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



横断歩道合図（アイズ）運動プラスを実践しましょう

歩行者と運転者は手と目で合図（アイズ）、運転者は横断歩道手前で減速しましょう



夜間は、反射材用品や明るい色の衣服を着用して外出しましょう



歩行者も交通ルールを守って交通事故に遭わないようにしましょう



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進



ながら運転は交通事故の発生リスクを高める危険な交通違反です

運転中は周囲の交通状況をしっかり把握して安全運転に努めましょう



飲酒運転追放「三ない運動」の実践

酒を飲んだら車を運転しない、運転する時は酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない



早めのライト点灯、ハイビームの活用で交通事故を防ぎましょう

点灯推奨時間 秋季・冬季（9月～2月）午後4時



全座席でシートベルトを着用しましょう

シートベルトを正しく装着することで、交通事故発生時に車外放出等のリスクが軽減されます



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



自転車は車の仲間です 交通ルールを守りましょう

令和8年4月1日から自転車の交通違反にも交通反則通告制度（青切符）が適用されます

自転車は法律上、自動車と同じ車両です

信号や標識・道路標示に従って走行しましょう



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を守るためヘルメットの着用を！



TOPICS



兵庫県では、兵庫県内の飲食店・事業所等に賛同いただき

「横断歩道 歩行者優先宣言」

「飲酒運転追放宣言」

を推進しています。

随時、賛同飲食店・事業所を募集しています。

詳しくは右のQRコードで兵庫県ホームページをチェック！



兵庫県HP



やさしさと笑顔で走る兵庫の道



連合会HP

一般社団法人 兵庫県自家自動車協会連合会

2026年4月1日から

～ 自転車への青切符の導入! ～

交通反則通告制度

詳しくは
こちら



対象は16歳以上!

こんな違反は
反則金の対象

以下は一例です!

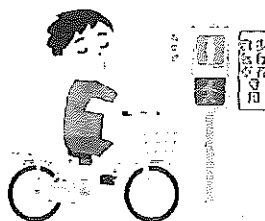
自転車関係事故の構成比や自転車の違反による検挙件数が増加し、取締りに実効性や合理化が求められる中、交通反則通告制度の導入により、比較的軽微な違反については、迅速かつ円滑に処理されることになります。

携帯電話の使用等 (保持)

反則金 12,000円

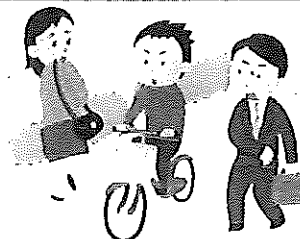


信号無視
(赤色等)



通行区分違反

(車道の右側通行、歩道通行等)

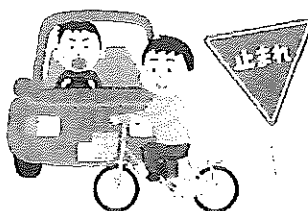


反則金 6,000円

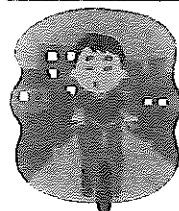
イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止

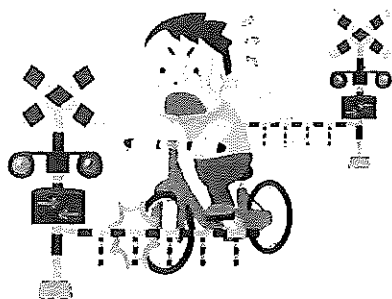


無灯火



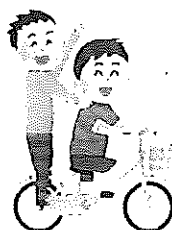
反則金 5,000円

過剰踏切侵入

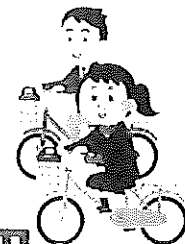


反則金 7,000円

二人乗り



並進



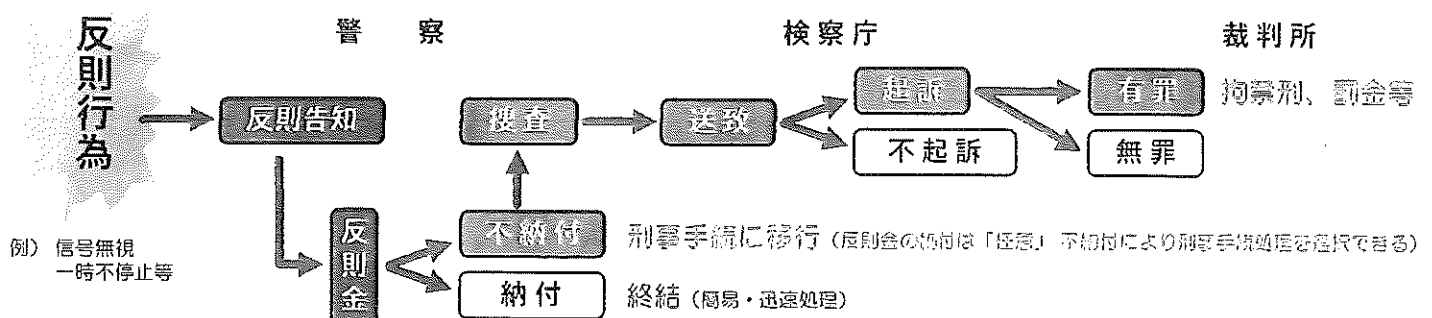
反則金 3,000円

令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)	反則行為の種類	反則金の額 (円)
放置 駐 車 違 反	携帯電話使用等（保持）	※1	12,000	指定横断等禁止違反	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000	車間距離不保持	
		上記以外	10,000	進路変更禁止違反	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000	追い付かれた車両の義務違反	
速 度 超 過		上記以外	9,000	乗合自動車発進妨害	
	横断踏切立入り		7,000	割込み等	
	25km以上30km未満		12,000	交差点右左折等合図車妨害	
	20km以上25km未満		10,000	交差点優先車妨害	
駐 停 車 違 反	15km以上20km未満		7,000	緊急車妨害等	
	15km未満		6,000	交差点等進入禁止違反	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000	無灯火	
		上記以外	7,000	減光等義務違反	
駐 車 違 反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000	合図不履行	※1
		上記以外	6,000	合図制限違反	※1
	信号無視	赤色等	6,000	警告器吹鳴義務違反	※1
		点滅	5,000	乗車積載方法違反	
駐 車 違 反	通行区分違反			軽車両整備不良	
	追越し違反			自転車制動装置不良	※1
	踏切不停止等			泥はね運転	
	交差点安全進行義務違反		6,000	転落等防止措置義務違反	
駐 車 違 反	環状交差点安全進行義務違反			転落積載物等危険防止措置義務違反	
	横断歩行者等妨害等			安全不確認ドア開放等	
	安全運転義務違反			停止措置義務違反	
	通行禁止違反			公安委員会遵守事項違反	
駐 車 違 反	歩行者用道路徐行違反			通行許可条件違反	
	歩行者等側方通過義務違反			歩道徐行等義務違反	※2
	急ブレーキ禁止違反			路側帯進行方法違反	
	法定横断等禁止違反			並進禁止違反	
駐 車 違 反	路面電車後方不停止			軌道敷内違反	
	優先道路通行車妨害等			道路外出右左折方法違反	
	環状交差点通行車妨害等		5,000	交差点右左折方法違反	3,000
	徐行場所違反			環状交差点左折等方法違反	
駐 車 違 反	指定場所一時不停止等			軽車両乗車積載制限違反	
	幼児等通行妨害			制限外許可条件違反	
	安全地帯徐行違反			原付等牽引違反	
	被側方通過車義務違反			自転車道通行義務違反	※2
駐 車 違 反	通行帯違反			警告器使用制限違反	
	道路外出右左折合図車妨害				

※1 自転車が対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車が対象

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

夜はピカツ! ハイビームの活用で 交通事故防止!

(上向きライト)

ハイビーム (走行用前照灯)
夜間に前方100mの距離にある交通上の
障害物を確認できる性能を持つもの。
道路運送車両の保安基準より



もしハイビームを活用していれば…
あの時の交通事故は、
防ぐことができたかもしれません。

対向車両や前を先行する車両がある場合等には、
ロービームに切り替えるなど使い分けをしましょう。
道路交通法第52条第2項には、夜間、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の
直後を進行する場合で交通を妨げるおそれがある時は、灯火を消し、灯火の光度を
減ずる等の操作をしなければならない旨が定められています(抜粋)。



Twitter
QRコード

兵庫県警察本部

Facebook
QRコード

